

貸室利用者様へ
ご利用に際し下記の事項について遵守をお願いいたします。

橿原市まちなみ交流センター条例より抜粋

(使用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有料施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 政治的又は宗教的活動に使用するおそれがあるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有料施設の使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市長は、賠償の責めを負わない。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 前項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (5) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。
- (6) 市長の指示に従わないとき。

(入館の制限)

第9条 今井にぎわい拠点施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品を携帯すること。
- (3) 動物類(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に規定する身体障害者補助犬及び市長が特に認める動物類を除く。)を携帯すること。
- (4) 所定の場所以外で飲食すること。
- (5) 敷地内で喫煙し、その他火気を使用すること。
- (6) 許可を受けずに物品の販売、展示その他営利行為をすること。
- (7) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

2 市長は、前項の規定に違反し、又は違反する行為をしようとした者について、入館を拒否し、若しくは退館を命じ、又はその他の必要な措置を取ることができる。